

## 次期（第8次）保健医療計画の策定について

### 1. 計画の改定について

- 現行の保健医療計画は、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で計画期間であり、来年度が計画の最終年度。
- 「医療計画」については、国において次期計画の策定内容について取りまとめた上、今年度末に指針として示される予定。これを受け、県においては令和 5 年度中に策定する。
- 「健康増進計画」及び「健やか親子しまね計画」についても併せて改定する。
- 次期計画から、新興感染症への対応に関する事項を 6 事業目として追加するほか、新型コロナウイルス感染症対応により浮き彫りとなった課題にも対応出来るよう、質の高い効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けた取組を引き続き推進。
- 圏域編は、法定計画である本編（全県編）とは別に、各圏域で議論・策定していたが、本編との重複が多く、圏域独自の記載内容がわかりにくいという課題があったため、次期計画から本編に一本化する。このうち、5 疾病・6 事業及び在宅医療については、圏域ごとの状況を保健所が取りまとめて本編に盛り込むこととし、圏域に関する記載内容についても法定計画として位置付ける。

### 2. 計画期間

令和 6 年度 ～ 令和 11 年度（6 年間）

### 3. 今後の予定

令和 5 年 3 月末	国が医療計画作成指針等を公表予定
令和 5 年 6 月頃	医療機能調査
令和 5 年 8 月頃	第 1 回医療審議会（保健医療計画骨子について審議）
令和 5 年 12 月頃	第 2 回医療審議会（保健医療計画素案について審議）
令和 6 年 1 月頃	意見照会、パブリックコメント等
令和 6 年 3 月	第 3 回医療審議会（保健医療計画最終案を諮問） →答申を受け第 8 次保健医療計画を策定
令和 6 年 4 月～	第 8 次保健医療計画の実施